

平成22年6月

滋賀県議会定例会議案

目 次

	頁
議第 72 号 平成22年度滋賀県一般会計補正予算（第 2 号）	1
議第 73 号 滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改 正する条例案.....	5
議第 74 号 滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部を改正 する条例案.....	6
議第 75 号 滋賀県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案.....	8
議第 76 号 滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例案.....	10
議第 77 号 滋賀県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例案.....	11
議第 78 号 滋賀県税条例の一部を改正する条例案.....	12
議第 79 号 滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する 条例案.....	18
議第 80 号 契約の締結につき議決を求めることについて（琵琶湖流域下水道東北 部浄化センター建設工事）	19
議第 81 号 契約の変更につき議決を求めることについて（琵琶湖流域下水道湖南 中部浄化センター水処理施設 5 系 1/2 建設工事）	20
議第 82 号 契約の変更につき議決を求めることについて（琵琶湖流域下水道東北 部浄化センター建設工事）	21
議第 83 号 契約の変更につき議決を求めることについて（長命寺川広域河川改修 事業東海道新幹線交差部工事）	22

一般会計補正予算

議第72号

平成22年度滋賀県一般会計補正予算（第2号）

平成22年度滋賀県の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 987,320千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 496,617,353千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

上記の議案を提出する。

平成22年6月1日

滋賀県知事 嘉 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 財産収入		千円 4,463,041	千円 11,660	千円 4,474,701
	1 財産運用収入	801,640	11,660	813,300
13 繰入金		23,795,527	975,660	24,771,187
	2 基金繰入金	21,526,185	975,660	22,501,845
歳 入 合 計		495,630,033	987,320	496,617,353
歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 県民文化生活費		千円 5,489,030	千円 10,232	千円 5,499,262
	1 県民生活費	2,850,963	10,232	2,861,195
5 琵琶湖環境費		19,207,487	5,587	19,213,074
	1 水政費	2,549,609	3,697	2,553,306
	2 環境費	3,590,570	1,890	3,592,460
6 健康福祉費		77,793,692	818,729	78,612,421
	1 社会福祉費	35,923,377	252,913	36,176,290
	2 児童福祉費	14,261,336	52,344	14,313,680
	3 生活保護費	1,192,119	—	1,192,119
	5 公衆衛生費	20,889,815	513,472	21,403,287
7 商工観光労働費		31,192,860	106,117	31,298,977
	1 商工業費	4,100,573	30,000	4,130,573

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 中小企業費	千円 21,914,365	千円 3,106	千円 21,917,471
	4 労政費	3,689,425	73,011	3,762,436
8 農政水産業費		17,433,194	17,432	17,450,626
	1 農業費	4,818,457	17,432	4,835,889
9 土木交通費		47,071,428	27,719	47,099,147
	2 道路橋りょう費	24,533,668	24,160	24,557,828
	8 建築費	785,138	3,559	788,697
11 教育費		128,254,686	1,504	128,256,190
	7 社会教育費	1,556,119	1,504	1,557,623
歳出合計		495,630,033	987,320	496,617,353

条 例 案

議第73号

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例案

上記の議案を提出する。

平成22年6月1日

滋賀県知事 嘉 田 山 紀 子

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成18年滋賀県条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

- | | |
|---|-----|
| (7) 滋賀県食の安全・安心推進条例（平成21年滋賀県条例第90号。以下この項において「条例」という。）および条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務 | 大津市 |
| ア 条例第17条第1項の規定による輸入業の届出の受理 | |
| イ 条例第17条第2項の規定による輸入業の廃止および変更の届出の受理 | |
| ウ 条例第18条第1項および第2項（条例第22条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による健康被害情報等の報告の受理 | |
| エ 条例第19条第1項後段および第3項（条例第22条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による自主回収の着手の報告の受理 | |
| オ 条例第19条第4項（条例第22条において準用する場合を含む。）の規定による自主回収の終了の報告の受理 | |
| カ 条例第20条第1項（条例第22条において準用する場合を含む。）の規定による必要な措置の勧告 | |
| キ 条例第20条第2項（条例第22条において準用する場合を含む。）の規定による公表 | |
| ク 条例第21条第1項（条例第22条において準用する場合を含む。）の規定による体制の整備の命令 | |
| ケ 条例第21条第2項（条例第22条において準用する場合を含む。）の規定による公表 | |
| コ 条例第31条第2項の規定による報告の徴収ならびに立入検査および質問 | |
| サ アからコまでに掲げるもののほか、条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの | |

付 則

この条例は、平成22年10月1日から施行する。

議第74号

滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成22年6月1日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部を改正する条例

(滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例の一部改正)

第1条 滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（平成6年滋賀県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第3項中「前2項」を「第1項および前項」に改め、「（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項中「（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）」を削り、「前条第2項」を「第8条第2項」に改め、「（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。以下同じ。）をさせてはならない。

(滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例の一部改正)

第2条 滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第9条の3第3項中「前2項」を「第1項および前項」に改め、「（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項中「（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）」を削り、「前条第2項」を「第9条第2項」に改め、「（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加え

る。

2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第9条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。以下同じ。）をさせてはならない。

第23条中「および第2項（これらの規定を同条第3項）を「から第3項まで（同条第1項および第3項の規定を同条第4項）に改める。

（滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例の一部改正）

第3条 滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第3項中「前2項」を「第1項および前項」に改め、「（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項中「（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）」を削り、「前条第2項」を「第8条第2項」に改め、「（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 本部長は、3歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。以下同じ。）をさせてはならない。

付 則

この条例は、平成22年6月30日から施行する。

議第75号

滋賀県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成22年6月1日

滋賀県知事 嘉 田 山 紀 子

滋賀県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県職員の育児休業等に関する条例（平成4年滋賀県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中第1号および第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号および第6号を削る。

第2条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間）

第2条の2 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、57日間とする。

第3条の見出しを「（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）」に改め、同条第1号中「第5条第2号に掲げる」を「第5条に規定する」に、「同号」を「同条」に改め、同条第4号中「当該育児休業をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと（当該）を「3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした」に、「請求の際両親が当該方法」を「承認の請求の際育児休業」に改め、同条第5号中「再度の」を削る。

第5条中「次に掲げる事由」を「育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき」に改め、同条各号を削る。

第10条中第1号および第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号および第6号を削る。

第11条第1号中「育児短時間勤務」の右に「（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）」を加え、「第14条第2号」を「第14条第1号」に改め、同条第4号中「第14条第3号」を「第14条第2号」に改め、同条第5号中「当該育児短時間勤務をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと（当該）を「3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした」に、「請求の際両親が当該方法」を「承認の請求の際育児短時間勤務」に改める。

第14条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第22条中「次に掲げる職員」を「育児短時間勤務職員等」に改め、同条各号を削る。

第23条第1項中「部分休業」の右に「（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）」を加える。

付 則

この条例は、平成22年6月30日から施行する。

議第76号

滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成22年6月1日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例

滋賀県職員退職手当条例（昭和28年滋賀県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第10条第7項および第8項中「第38条第1項各号のいずれか」を「第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者」に改め、同条第11項第4号中「第56条の2第3項」を「第56条の3第3項」に改め、同条第14項第1号中「第56条の2第1項第1号イ」を「第56条の3第1項第1号イ」に改め、同項第2号中「第56条の2第1項第1号ロ」を「第56条の3第1項第1号ロ」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第10条第7項および第8項の規定は、平成22年4月1日から適用する。
- 2 平成22年4月1日（以下「適用日」という。）前に滋賀県職員退職手当条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。以下同じ。）であった者であって、退職の日が適用日前であるものおよび適用日の前日において職員であって、適用日以後引き続き職員であるものに対する改正後の第10条第7項および第8項の規定の適用については、なお従前の例による。

議第77号**滋賀県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例案**

上記の議案を提出する。

平成22年6月1日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

滋賀県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成20年滋賀県条例第4号）の一部を次のように改正する。

付則を付則第1項とし、付則に次の1項を加える。

2 知事は、当分の間、第7条の規定にかかわらず、滋賀県後期高齢者医療広域連合に対して保険料率の増加の抑制を図るための交付金を交付する事業に必要な費用に充てるため、予算の定めるところにより、基金を処分することができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第78号

滋賀県税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成22年6月1日

滋賀県知事 嘉田由紀子

滋賀県税条例の一部を改正する条例

滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第21条第1号アの表(1)の項中「扶養親族」の右に「（所得割の納稅義務者の有する控除対象配偶者または扶養親族が特別障害者（障害者のうち、精神または身体に重度の障害がある者で施行令第7条の15の7に規定するものをいう。以下この表において同じ。）で、かつ、当該納稅義務者または当該納稅義務者の配偶者もしくは当該納稅義務者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている者（以下この表において「同居特別障害者」という。）である場合における当該控除対象配偶者および扶養親族を除く。）」を加え、「（障害者のうち、精神または身体に重度の障害がある者で施行令第7条の15の8に規定するものをいう。以下この表において同じ。）」を削り、同表(6)の項を削り、同表(5)の項中「（(6)に掲げる者を除く。）」を削り、同項を同表(6)の項とし、同表中(4)の項を(5)の項とし、(3)の項を(4)の項とし、同表(2)の項中「(3)」を「(4)」に改め、同項を同表(3)の項とし、同表(1)の項の次に次のように加える。

(2) 同居特別障害者である控除対象配偶者
または扶養親族を有する所得割の納稅義務者

当該同居特別障害者1人につき22万円

第21条第1号アの表(8)の項中「扶養親族（同居特別障害者である扶養親族および同居直系尊属（所得割の）を「控除対象扶養親族（扶養親族のうち、年齢16歳以上の者をいう。以下この表において同じ。）（所得割の納稅義務者の有する老人扶養親族（控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上の者をいう。以下この表において同じ。）が当該」に、「している者をいう。以下この表において同じ。）である」を「している者（以下この表において「同居直系尊属」という。）である場合における当該」に、「当該扶養親族」を「当該控除対象扶養親族」に、「扶養親族のうち、年齢16歳」を「控除対象扶養親族のうち、年齢19歳」に改め、「（扶養親族のうち、年齢70歳以上の者をいう。以下この表において同じ。）」を削り、同表(9)の項を削り、同表中

「ア イに掲げる場合以外の場合 当

当該老人扶養親族1人につき13万

該老人扶養親族 1人につき13万円 イ 当該老人扶養親族が特別障害者 である場合 当該特別障害者 1人 につき25万円	を	円	に
--	---	---	---

改め、同表(10)の項を同表(9)の項とする。

第23条の3の次に次の1条を加える。

(個人の県民税に係る扶養親族申告書)

第23条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者は、法第317条の3の2の規定に基づく市町民税に係る扶養親族申告書と併せて法第45条の3の2の規定に基づく県民税に係る扶養親族申告書を、同条に規定する給与支払者を経由して、当該申告書を提出しなければならない者の住所所在地の市町の長に提出しなければならない。

2 所得税法第203条の5第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者は、法第317条の3の3の規定に基づく市町民税に係る扶養親族申告書と併せて法第45条の3の3の規定に基づく県民税に係る扶養親族申告書を、同条に規定する公的年金等支払者を経由して、当該申告書を提出しなければならない者の住所所在地の市町の長に提出しなければならない。

第29条第2項中「同項第1号の2」を「同項第2号」に、「同項第1号の3」を「同項第3号」に改め、「、同項第2号の均等割額の算定期間」を削り、「同項第3号の期間」を「同項第4号の期間中」に改める。

第38条第1項第1号ウ中「および清算所得」を削り、同条第2項中「ならびに所得および清算所得」を「および所得」に改める。

第38条の3第1項第1号ウ中「または清算所得」を削り、同号ウの表中「および清算所得」を削り、同項第2号中「または清算所得」を削り、同号の表中「および清算所得」を削り、同項第3号中「または清算所得」を削り、同号の表中「および清算所得」を削り、同条第3項第1号ウ、第2号および第3号中「および清算所得」を削る。

第38条の5第1項第3号中「（当該期間内に残余財産の最後の分配が行われるときは、その行われる日の前日まで）」を削り、同項第4号を削り、同項第5号中「第72条の31第1項」を「第72条の29第3項」に、「残余財産の確定した」を「当該法人の当該事業年度終了の」に、「分配」を「分配または引渡し」に改め、同号を同項第4号とする。

第40条の4中「1,074円」を「1,504円」に改める。

付則第5条の4第1項第2号ウ中「第10条および」を「第10条（同法第10条の2の規定により読み替えて適用される場合を含む。）および」に、「第10条の6」を「第10条の7」に改める。

付則第10条の2第1項中「511円」を「716円」に改める。

付則第14条の2の2第2項中「株式等（付則第14条の2の4）の右に「および第14条の3の2」

を加える。

付則第14条の3の次に次の1条を加える。

(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る県民税の所得計算の特例)

第14条の3の2 県民税の所得割の納稅義務者が、前年中に租税特別措置法第37条の14第5項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約（以下この条において「非課税上場株式等管理契約」という。）に基づき同法第37条の14第1項に規定する非課税口座内上場株式等（その者が2以上の同条第5項第1号に規定する非課税口座（以下この条において「非課税口座」という。）を有する場合には、それぞれの非課税口座に係る非課税口座内上場株式等。以下この条において同じ。）の譲渡をした場合には、施行令附則第18条の6の2第1項に定めるところにより、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額または雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額または雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部または全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項において同じ。）があつた場合には、当該払出しがあつた非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、その時における価額として施行令附則第18条の6の2第2項に規定する金額（以下この項において「払出し時の金額」という。）により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があつたものと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還または廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあつた非課税口座を開設し、または開設していた県民税の所得割の納稅義務者については、当該移管、返還または廃止による払出しがあつた時に、その払出し時の金額をもつて当該移管、返還または廃止による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の上場株式等（同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等をいう。）の取得をしたものとそれぞれみなして、前項および付則第14条の2の規定その他の県民税に関する規定を適用する。

付則第15条中「（以下この条において「適用期間」という。）」および「および適用期間内における解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する法人税額に係る法人税割」を削る。

付則第18条中「および清算所得」を削る。

付則第19条中「および同日以後の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する法人の事業税（清算所得に対する法人の事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税および残余財産の一部の分配または引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。）」を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号

に定める日から施行する。

- (1) 第23条の3の次に1条を加える改正規定および付則第3項の規定 平成23年1月1日
- (2) 付則第5条の4第1項第2号ウの改正規定 平成23年4月1日
- (3) 第21条の改正規定および次項の規定 平成24年1月1日
- (4) 付則第14条の2の2第2項の改正規定および付則第14条の3の次に1条を加える改正規定
ならびに付則第4項の規定 平成25年1月1日
(県民税に関する経過措置)

2 改正後の滋賀県税条例（以下「新条例」という。）第21条の規定は、平成24年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成23年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 新条例第23条の3の2の規定は、平成23年1月1日以後に提出する同条第1項および第2項に規定する扶養親族申告書について適用する。

4 新条例付則第14条の2の2第2項および第14条の3の2の規定は、平成25年度以後の年度分の個人の県民税について適用する。

5 新条例の規定中法人の県民税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に合併、分割、現物出資もしくは現物分配（所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号。以下「所得税法等改正法」という。）第2条の規定による改正後の法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第12号の6に規定する現物分配をいい、残余財産の分配にあっては施行日以後の解散によるものに限る。次項において同じ。）が行われる場合、施行日以後に解散（合併による解散および破産手続開始の決定による解散を除く。）もしくは破産手続開始の決定が行われる場合または施行日以後に解散する法人の残余財産が確定する場合における各事業年度分の法人の県民税および各連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に合併、分割、現物出資もしくは事後設立（所得税法等改正法第2条の規定による改正前の法人税法第2条第12号の6に規定する事後設立をいう。次項において同じ。）が行われた場合または施行日前に解散（合併による解散を除く。）が行われた場合における各事業年度分の法人の県民税および各連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

6 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に合併、分割、現物出資もしくは現物分配が行われる場合、施行日以後に解散（合併による解散および破産手続開始の決定による解散を除く。）もしくは破産手続開始の決定が行われる場合または施行日以後に解散する法人の残余財産が確定する場合における各事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に合併、分割、現物出資または事後設立が行われた場合における各事業年度に係る法人の事業税および施行日前の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

（県たばこ税に関する経過措置）

- 7 施行日前に課した、または課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。
- 8 施行日前に滋賀県税条例第40条第1項の売渡しまたは同条第2項の売渡しもしくは消費等（同条例第40条の5第1項第1号および第2号に規定する売渡しを除く。）が行われた製造たばこを施行日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第40条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項および付則第13項において同じ。）または小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第39条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを施行日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを施行日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所が県内にある場合に限り、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により県たばこ税を課する。
 - (1) 製造たばこ（次号に掲げる製造たばこを除く。） 1,000本につき 430円
 - (2) 新条例付則第10条の2第2項に規定する紙巻たばこ 1,000本につき 205円
- 9 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所または小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成22年総務省令第27号。以下「平成22年改正省令」という。）附則第2条第1項に規定する様式によって、次に掲げる事項を記載した申告書を施行日から起算して1月以内に、知事に提出しなければならない。
 - (1) 所持する製造たばこの区分（たばこ税法（昭和59年法律第72号）第2条第2項に規定する製造たばこの区分をいう。以下この号において同じ。）および区分ごとの数量ならびに当該数量により算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数
 - (2) 前号の本数により算定した前項の規定による県たばこ税額
 - (3) その他参考となるべき事項
- 10 付則第8項に規定する者が、前項の規定による申告書を、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）附則第12条第3項に規定する市町たばこ税に係る申告書または所得税法等改正法附則第39条第2項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町長または税務署長に提出したときは、知事に提出したものとみなす。
- 11 付則第9項の規定による申告書を提出した者は、平成23年3月31日までに、当該申告書に記載した同項第2号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。
- 12 付則第8項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第40条の3第2項中「前項」とあるのは、「滋賀県税条例の一部を改正する条例（平成22年滋賀県条例第 号）付則第8項」と読み替えて、新条例の規定中県たばこ税に関する部分（新条例第40条の5および第40条の7から第40条の9までの規定を除く。）を適用する。

13 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、付則第8項の規定により県たばこ税を課された、または課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、新条例第40条の8の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、または納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除または還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、または当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第40条の7第1項から第4項までの規定により知事に提出すべき申告書には、平成22年改正省令附則第2条第3項に規定するところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

議第79号

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成22年6月1日

滋賀県知事 嘉 由 紀 子

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例（昭和41年滋賀県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第7号中「ソフトウェア業（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第6条の3第3項に規定する区域において行うものに限る」を「情報通信技術利用事業（過疎地域自立促進特別措置法第30条に規定する情報通信技術利用事業をいう」に改め、同号を同条第6号とする。

第3条第1項中「平成22年3月31日」を「平成23年3月31日」に、「ソフトウェア業」を「情報通信技術利用事業」に改める。

第4条および第5条中「平成22年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

第6条を削り、第7条を第6条とし、第8条を第7条とし、第9条を第8条とする。

付則第4項中「平成21年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の付則第4項の規定は平成21年4月1日から、改正後の第4条および第5条の規定は平成22年4月1日から適用する。
- 2 改正後の第2条第6号および第3条第1項の規定は、平成22年4月1日以後に新設され、または増設された特別償却設備に係る県税について適用し、同日前に新設され、または増設された特別償却設備に係る県税については、なお従前の例による。

そ の 他 の 議 案

議第80号

契約の締結につき議決を求めるについて

上記の議案を提出する。

平成22年6月1日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

契約の締結につき議決を求めるについて

次のように請負契約を締結することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号および滋賀県議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年滋賀県条例第11号）第2条の規定に基づき、議決を求める。

1 契約の目的 琵琶湖流域下水道東北部浄化センター建設工事

議第81号

契約の変更につき議決を求ることについて

上記の議案を提出する。

平成22年6月1日

滋賀県知事 嘉田由紀子

契約の変更につき議決を求ることについて

平成20年3月24日議決を得た琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センター水処理施設5系1/2建設工事請負契約を次のとおり変更することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号および滋賀県議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年滋賀県条例第11号）第2条の規定に基づき、議決を求める。

変更前の契約額 1,859,379,900円

変更増額 94,983,000円

変更後の契約額 1,954,362,900円

（参考）

契約の相手方 滋賀県高島市安曇川町西万木926番地

桑原・西村建設工事共同企業体

代表者 株式会社桑原組

代表取締役 桑原勝良

議第82号

契約の変更につき議決を求めるについて
上記の議案を提出する。

平成22年6月1日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

契約の変更につき議決を求めるについて
平成20年7月16日議決を得た琵琶湖流域下水道東北部浄化センター建設工事請負契約を次のと
おり変更することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号および滋賀県
議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年滋賀県条例第11
号）第2条の規定に基づき、議決を求める。

変更前の契約額	2, 700, 000, 000円
変更減額	529, 000, 000円
変更後の契約額	2, 171, 000, 000円

(参考)

契約の相手方 東京都新宿区四谷三丁目3番1号
日本下水道事業団
理事長 曾小川 久 貴

議第83号

契約の変更につき議決を求めるについて

上記の議案を提出する。

平成22年6月1日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

契約の変更につき議決を求めるについて

平成19年3月13日議決を得た長命寺川広域河川改修事業東海道新幹線交差部工事請負契約を次のとおり変更することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号および滋賀県議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年滋賀県条例第11号）第2条の規定に基づき、議決を求める。

変更前の契約額 3,008,000,000円

変更減額 1,044,000,000円

変更後の契約額 1,964,000,000円

(参考)

契約の相手方 名古屋市中村区名駅一丁目1番4号

東海旅客鉄道株式会社

建設工事部長 森 下 忠 司